

第2回  
東京都食品安全審議会会議録

平成16年10月25日（月曜日）  
第一本庁舎42階特別会議室A

午前10時00分 開会

○小川食品監視課長 お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまより第2回東京都食品安全審議会を開催させていただきます。

委員の皆様には、朝早くからお忙しい中ご出席をいただきまして、ほんとうにありがとうございます。私は福祉保健局食品監視課長の小川でございます。黒川会長に進行をお願いするまでの間、司会を務めさせていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、開会に先立ちまして、中井健康安全室長よりごあいさつを申し上げます。

○中井健康安全室長 皆様、おはようございます。健康安全室長の中井でございます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、また早朝から当審議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。感謝申し上げます。

7月29日に開催いたしました第1回審議会におきまして、食品安全推進計画の考え方について諮問させていただきました。この計画は、広く都民の皆様や事業者の方々からのご意見を踏まえまして、広く高い見地から集中的にご審議いただくために、検討部会を設置したところでございます。

これまでに3回の検討部会を開催いたしまして、食品安全条例に示された目的や、また基本的な施策の方向性などを踏まえまして、計画の考え方について精力的にご審議いただきました。部会長を務めていただきました丸山副会長をはじめ、部会の皆様方には毎回活発なご議論をいただきまして、非常に短期間ではございましたが、部会としての中間の報告をまとめていただきましたことに、深く感謝申し上げます。それとともに大変ご負担をおかけしたのではないかと危惧しておりまして、この点につきまして、この場をおかりししておわび申し上げます。

本日は、その中間のまとめを検討部会からご報告いただきまして、その内容について、当審議会でご審議いただくことになっております。

食品の安全を確保し、都民の健康を守る立場から、東京都が策定する新たな計画の内容につきましても、各方面から大きな関心を寄せられ、またさまざまなご意見があると存じます。そうした点からも、この審議会において、各界を代表されます皆様のご意見をいただきますことは、極めて重要でございます。

また審議会でご審議いただきました後、パブリックコメントや都民からの意見を聴く会など、幅広くご意見をいただく機会を設定する予定でございます。

本日は、中間のまとめといういわば一つの区切りになる機会となりますが、今後とも最終答申に向けまして、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。私のごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いたします。

○小川食品監視課長 それでは、定数の確認をさせていただきます。

本審議会は、東京都食品安全審議会規則第5条第1項によりまして、委員の過半数の出席によって成立することになっております。ただいまご出席の委員の皆様は18名で、委員総数22名の過半数に達しております。定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

なお本日は、岡本委員、高橋久仁子委員、中村委員、松田委員は、ご都合により欠席というご連絡ございました。

それでは、黒川会長に進行をお願いしたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

○黒川会長 おはようございます。座長を務めさせていただく黒川でございます。

それでは、早速審議を始めさせていただきますが、前回、7月29日に開催いたしました第1回の審議会で、「東京都食品安全推進計画の考え方について」ということで諮問をいただきまして、その後、隣にいらっしゃる丸山副会長を座長として、検討部会でご検討いただきまして、その結果を中間のまとめということでご報告いただき、その後審議したいと考えております。

では、まず検討部会における審議経過等について、事務局よりご説明願ひます。

○小川食品監視課長 それでは、私のほうから説明させていただきます。

まず資料1をごらんいただきたいと思ひます。資料1に食品安全審議会審議の経過という表があると思ひます。それをごらんいただきたいと思ひます。

先ほどお話にありましたように、7月29日に第1回食品安全審議会を開催させていただきました。ここで諮問が行われ、それから会長、副会長が選出されまして、具体的な内容について検討するために、検討部会の設置が決まりました。

この検討部会におきまして、8月11日、9月2日、10月4日の3回に分けて検討がなされました。

まず第1回検討部会では、検討部会の部会長、副部会長を選出いたしましたほかに、基本的プラン、計画全体のイメージ、計画の検討のスケジュール、計画の体系など、そういう骨格を、まず一番最初にご検討いただきました。

第2回検討部会では、この推進計画のある意味では目玉とも言える重点的に取り組む事項、戦略的プランと呼んでおりますけれども、これにつきまして鋭意ご検討いただきました。非常に活発なご意見が出たと記憶しております。

第3回の検討部会では、今日ご報告予定であります中間のまとめにつきまして、全体的な内容を踏まえてご議論いただきました。

このような3回にわたる検討部会で非常に活発なご意見をいただきました。その取りまとめを今日の中間のまとめという形でご報告させていただく段取りになっております。

審議の経過につきましては以上でございます。

○黒川会長 ありがとうございます。

それでは、経過ということで、次に内容の中間まとめのご報告を、座長を務められました丸山副会長のほうから、どうぞご説明願ひます。

○丸山副会長 検討部会部会長の丸山でございます。先ほどご説明がありましたように、私を含め10名の委員で3回の会議を持ちまして、この中間のまとめを行ったものでございます。先ほど中井室長、また小川課長からご紹介がございましたように、大変熱心な活発な論議をこの3回いたしました。また、事務局の大変なご苦勞をいただきまして、この中間のまとめをつくり上げたものでございます。

それでは、今日皆様にお配りしてある資料2に従いましてご説明申し上げたいと思ひます。

まず報告書の1ページをあけてください。「はじめに」という部分ですが、ここでは本部会が設置された経緯、本部会で検討してまいりました内容を本日、中間まとめとして審

議会へ報告する旨を明らかにしております。具体的には、東京都食品安全条例で示されました目的あるいは基本理念を踏まえまして、本計画の策定にあたっての視点や、計画で示すべき事項など、計画の考え方について部会として検討を行ってまいりました。

一度目次に戻っていただきたいと思っております。ここでは全体の構成を見ていただきたいと思っております。第1「計画の策定にあたっての考え方」におきまして、本計画を考える上で必要な視点、計画の中で都民に明らかにすべき事項、さらに計画の期間についての部会での検討結果をまとめてあります。

次の第2であります。次に「食品の安全確保施策の体系」、それから第4の「計画の実現に向けての考え方」では、第1で示しました計画で明らかにすべき事項について、それぞれ具体的な提言をまとめております。

それでは、第1から逐次説明をしてまいります。

2ページをごらんください。まず第1「計画策定にあたっての考え方」でございます。部会では、まず本計画の位置づけについて検討を行いました。そもそも本計画というのは、食品安全条例第7条に基づき策定されたものでありますので、その内容としては、条例に規定された施策の方向や、安全確保に関する重要事項を定めなければならないと考えます。また昨年度の食品衛生調査会で、本計画は施策の総合的な体系と中期的な計画を示す必要があると答申されております。

こうしたことを踏まえまして、本計画では、一つ目に都の施策を体系化した全体像、二つ目に施策の中期的な方向、三つ目に重点的に取り組む事項、これらを都民にわかりやすく示すべきであるということにしました。

続いて第3ページ目でございますが、ここでは今申し上げました事項を、どのような視点に立って計画していくべきかという点について整理を行いました。ご承知のように、BSEの発生等を契機といたしまして、近年、食品の安全確保の仕組みが大きく変わってきております。

その一つとして、リスク分析の考え方に基づく取組が進められ、国におきましては、食品安全基本法が制定され、食品等による健康影響を科学的に評価する、いわゆるリスク評価を担う食品安全委員会が内閣府に設置されています。

一方、都におきましては、食品安全条例が制定され、既にさまざまな取組が進められております。また、事業者によるHACCPシステムに基づく自主的な安全管理の推進、意見交流の場への消費者の積極的な参加など、行政だけではなく、関係者と連携した取組も進められております。こうした国の制度、都のこれまでの施策、さらに事業者、都民の取組を有機的に連携させ、都における食品の安全確保を総合的かつ計画的に進めていく必要があります。

そこで、計画の内容を論議する前に、検討部会としては、まずこうした点を踏まえて、計画策定にあたっての視点を整理すべきであろうと考えた次第でございます。

内容をまとめますと、第4ページ以降に書かれております。

まず、都民の食に対する信頼を高めるための施策の充実の視点が必要であるということです。このためには、国との役割分担を踏まえた上で、都としての施策の強化、充実とともに、都民に身近な行政期間として迅速な情報提供や、関係者との意見交換などを積極的に進めていくことが必要であると考えます。

次に、東京の地域特性に応じた施策の展開という視点でございます。東京は我が国最大の食品の消費地でありますとともに、輸入食品等の流通拠点であるといった地域特性も有しております。都における食品の危機は全国の危機につながっていくという可能性がございます。また、東京には食品とともにさまざまな情報が集積され、情報の発信地としての役割も果たしております。

こうしたことから、都ではいち早く食品リスク情報をキャッチし、それに応じた対策を講じていくということが可能であり、都の施策を考える上で、地域特性を踏まえた未然防止などの施策展開が必要であると考えます。

さらに科学技術の発展や国際化の進展などによりまして、食品の安全に関する課題も多様化してきております。こうしたさまざまな課題に的確に対応するためには、都の限られた人的、物的な資材を効果的に活用していくという視点が不可欠であると考えます。また、施策を効果的に実施するためには、都民また事業者の意見を聞きながら、状況に応じた見直しを定期的に行っていくことが必要であると考えます。

以上が計画の策定にあたっての視点でございます。

次に、5ページの中ほどにあります計画で明らかにすべき事項を説明いたします。

ここでは先ほど説明した視点を踏まえまして、本計画の中で明らかにすべき事項について考え方をまとめてあります。

まず、食品の安全確保に係る現状と課題でございますが、そもそも施策とは課題を解決するプロセスであると言えます。したがって、計画にあたりましては、都の抱える現状の課題を整理すべきであり、またその課題を考える上では、食品の大消費地としての地域特性を踏まえた課題を、明確にさせていただきたいという趣旨でございます。

次に、施策の総合的な体系でございますが、食品の安全確保はその生産から消費に至る各段階で、適切に実施される必要があります。当計画ではこうした各段階で実施される施策を体系化し、総合的に進めるとともに、都民にその全体像を示すべきであると考えます。

また、本年3月には都の施策の基本的な方向性を示した食品安全条例が制定されておりますことから、施策の体系化にあたっては、この条例に示された基本理念を踏まえたものとする必要があると考えます。

続いて重点的・優先的に取り組むべき事項でございます。食品の安全確保に向けた施策を効果的に進めるためには、体系化された施策の中で、特に重点的・優先的に取り組むべき事項を明らかにしていく必要があると考えます。また、こうした重点的・優先的に取り組む事項について、都が具体的な内容、計画を広く公表することにより、都民や事業者の協力を得ながら、より効果的な施策の推進が図れるものと考えております。

次に計画の検証ですが、先ほどの視点の項でも触れましたが、施策をより効果的に実施するためには、都民、事業者の意見を聞きながら、状況に応じた計画の見直しを行っていく必要があると考えます。このため、本計画にあたっては、施策の進捗状況や効果の検証に係る手続を明記するべきであるとの趣旨でございます。

最後に、3、計画の期間でございますが、冒頭に説明したとおり、本計画は施策の中期的な方向を具体的に示すべきものでありますので、短期的に実現可能な施策を単に羅列するだけでなく、近未来の理想を示しながら、着実に施策を進めていく必要があると考えます。このため、本計画の期間を5年間とすべきであるとの結論に至りました。

以上、第1「計画の策定にあたっての考え方」でございます。

続きまして7ページをお開きいただきたいと思います。第2として、「都における食品の安全確保施策の体系」、これを基本的プランと呼びますが、これについて説明をいたします。

ここでは都の施策の全体像を示す施策の体系化にあたっての考え方をまとめてあります。第1のところでは触れましたとおり、施策の体系化にあたりましては、食品安全条例に示されております三つの基本理念を踏まえまして、7ページの下にありますような三つの施策の柱を基本にすべきものと考えました。また、三つの柱に直接位置づけられるものではないのですが、それを支える基盤となるような施策、例えば基礎的な調査・研究の実施など、これを施策の基盤と位置づけております。

計画策定にあたりましては、こうした体系のもとに、都のすべての施策について課題や解決に向けた方向性を明らかにする必要があると考えます。

以上、施策体系の考え方に対する検討部会の見解を報告いたしました。これに続く体系化した各施策の現状とか、課題及び対応については、事務局から説明いただいたほうがよろしいと思いますので、よろしく願いいたします。

○中村食品安全担当係長 それでは、引き続きまして事務局から説明をさせていただきます。お手元資料の8ページをごらんください。ただいま丸山副会長よりご説明のございました施策の体系の考え方に基づきまして、現在、都が進めております施策を整理したものでございます。

三つの施策の柱と基盤づくりという体系ということで今お話がございましたが、それにさらに食品安全条例の第8条から第20条までというのは、都の責務というものが規定してございます。この食品安全条例第8条から第20条までの都の責務として実施しなければいけない施策を、それぞれ柱と基盤という形で位置づけをしてございます。それぞれさらに具体的な事業、取組というのを一番末端といいますか、右側に整理をしたという図になってございます。

続きまして9ページをごらんいただきたいと思います。9ページからは施策の体系の考え方に基づきまして、それぞれの施策の現状でありますとか課題、さらには今後の対応というものについて整理をしていただいております。

まず最初の施策の柱でございます事業者責任による安全な食品の提供についてでございますが、食品の安全を確保するためには、その生産から都民に販売されるまでの各段階で、すべての関係事業者の方が自主的な取組をさまざまな形で促進していこうというものでございます。

1といたしまして、事業者の自主的安全管理の促進というものがございますけれども、各事業者の規模、あるいは取組品目に応じてその取扱状況、取組状況というものは、個々さまざまなケースがございます。このために、例えば食品安全推進員であるとか、あるいは食品安全自治指導員などを活用いたしまして、基礎的な衛生管理を推進していこうと。また、基礎的なそういった衛生管理が確立されている事業者の方におきましては、HACCPなどよりシステム化された管理方法の導入を支援していくという形で、きめ細かな対応を図っていくべきという考え方でございます。

なお、次に具体的な施策というのを羅列してございますが、時間の関係もございましての

で、細かい説明につきましては省略をさせていただきたいと思えます。この資料2の末尾に用語説明という資料がついているかと思えます。こちらの用語説明の4ページからになりますけれども、制度関係ということで、都独自に進めております制度、あるいは法に基づく制度等を簡単にまとめてございますので、後ほどこちらのほうでご確認いただきたいと思います。

それでは、先に進めさせていただきたいと思えます。

続きまして10ページでございますけれども、事故発生時の原因究明でありますとか、都民への情報提供のために、生産から消費に至る各行程での情報の記録を推進していこうというものを2として掲げてございます。

また、事業者が自主管理を進める上で必要とされます関係法令や、製造技術に関する知識の習得、こういったものに関する支援を都としては行っていこうというのが、3の事業者に対する技術的支援という部分でございます。

続きまして11ページになりますが、二つ目の施策の柱でございます。四角で囲んである部分でございますけれども、生産から消費までの一貫した未然防止・拡大防止について説明いたします。

ここでは食品の安全を確保するため、施策を科学的知見に基づきまして未然防止の観点から進めていこうというものでございます。また、実際に健康被害が発生した場合などに、迅速・的確な対応が図れる体制を整備していこうという考え方です。

具体的には、そこに1としまして、情報の収集、整理、分析及び評価の推進とございますけれども、そういった食品の安全に関する情報の収集等を的確に実施していこうという施策でございます。自治体といたしましては、現場に近いということがございまして、現場の情報をいち早くキャッチいたしまして、様々な調査の実施、さらには海外でありますとか、あるいは学術情報の収集などを行いまして、その結果を施策へ反映させていこうというものでございます。

続きまして12ページに参りまして、中ほどの2の食品等の生産から販売に至る段階での検査、監視指導でございますが、大消費地東京におけます食品の安全確保を図るため、都内全域をカバーする広域的、機動的な監視体制の整備を図っていこうというものでございます。このために、関係各局の連携によりまして、生産から販売に至るいわゆるフードチェーンを網羅しました監視指導体制の整備でありますとか、あるいは区部で保健所を設置いたします特別区と連携いたしまして、都内全域における広域監視事業の推進事業などを図っていこうというものでございます。

次に13ページでございますが、3の食品表示の適正化の推進でございます。食品の表示につきましては、皆様方ご存じのとおり、関係法令が非常に多岐にわたるとい側面がございます。また、それに基づきます制度改正というのが頻繁に行われているという背景がございます。このために、事業者の方には法令を遵守した適正な表示指導の徹底を行い、さらに都民の方に対しましては、わかりやすい表示の普及などを図っていこうという考え方でございます。

続きまして4の緊急時の体制整備でございますけれども、食品流通の大規模化あるいは広域化によりまして、事件・事故が一たび起こりますと、非常に大きな事件、あるいは広域にそういった事件・事故が波及していくという傾向がございます。また、さまざまな国

や地域から食材が流入することによりまして、予測困難な事態が発生する可能性というものも高まってきています。このために、新たな知見ですとか、あるいは情勢の変化に即応したマニュアル等の整備を進めていこうと。それとともに、訓練などを通じまして、その実効性を確認していこうというものでございます。

続きまして14ページをお開きください。三つ目の施策の柱でございまして、やはりこの四角で囲んである部分でございまして、関係者による相互理解と協力の推進についてご説明いたします。

食品の安全確保でございまして、これは行政、事業者の方によります取組とともに、都民の方にも正確な情報に基づく合理的な商品選択でありますとか、あるいは食品の衛生的な取扱いでありますとか、そういったそれぞれの役割というものがございまして。そうした役割を果たしながら、お互いの取組への理解、さらには協力に基づいて推進されるということが最も重要であると考えております。このために、まず食品の安全に関する正しい知識と情報をわかりやすい形で提供することが求められているということです。

具体的な施策といたしまして、14ページ下のほうに、1といたしまして、教育・学習の推進と掲げてありますが、情報の提供でありますとか、あるいは普及啓発などを通じまして、食品の安全に関する教育・学習の推進を進めていこうというものでございます。

また15ページに参りますと、2といたしまして、事業者による情報公開の促進というのがございまして、ここでは行政が情報の提供を行うだけではなくて、事業者の方によりまして、積極的な情報の提供、こういうものを都の施策として図っていこうという考え方でございまして。

さらに情報の共有化、意見の交流等の推進におきましては、行政や事業者の方が一方的に情報提供をするのではなく、都と都民の方、事業者の方、あるいは都民同士の間での情報や意見の交流を進めていこうというものでございます。

さらに16ページの4でございまして、都民・事業者の意見反映という部分でございまして。ここではそうした交流によって得られました関係者の意見を的確に施策へ反映いたしまして、関係者の理解と協力のもとにさまざまな取組を進めていこうという考え方でございます。

続きまして、以上三つの施策の柱を支えます施策の基盤づくりということで、16ページの下の方に4と四角で囲んである部分があるかと思っております。ここでは直接、都民の方や事業者の方にアプローチするという施策ではないのですが、都が施策を進める上で、そういった施策の基盤となるようなものを位置づけております。

その一つが基礎的な調査研究や技術開発といった施策でございまして。新たな検査法の開発でありますとか、あるいはリスクを低減するための食品の製造、加工方法、そういったものの開発を都としても進めていこうとするものでございます。

17ページに参りまして、二つ目といたしまして、特別区をはじめといたしまして、他の自治体、都の中には基礎的な自治体として市町村がございましてけれども、そういった自治体との連携を進めていこうというものです。さらには生産地であります他の道府県、もちろん政令市等も含めてですけれども、そういったところとの連携でありますとか、あるいは輸入食品の検疫業務を行っております国との連携の強化、こういったものを図っていこうという考え方でございまして。

以上、簡単でございますが、施策の体系化の考え方に基きまして整理いたしました都の施策の全体像につきまして、説明をさせていただきました。

それでは、引き続きまして第3の部から丸山副会長にご説明いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○丸山副会長 それでは、19ページをごらんいただきたいと思います。今説明がありましたとおり、第2におきまして、都の総合的な施策の体系として、基本的プランの考え方を示したところですが、ここではこうした基本的プランの中で、都が重点的あるいは優先的に取り組むべき事項についての考え方を取りまとめてございます。

重点的・優先的に取り組むべき事項を考えるにあたりまして、まず部会として、都における当面の重点課題を整理いたしました。重点課題を考える上では、リスク分析の考え方、さらには食品安全条例に示されております事業者責任の明確化、科学的知見に基づく未然防止策、食品の安全・安心に対する理解を深めるためのリスクコミュニケーションの必要性、これらを基本的な方向性に照らして現状分析を行いました。

その結果、1番目として「事業者の自主的な取組の促進と都民からの信頼の確立」、2番目に「未然防止・拡大防止に力点を置いた施策の充実」、3番目に関係者による「食品の安全に関する共通認識の醸成」、これらが現状の都における重点課題であろうと考えた次第です。

それでは、その重点課題につきましてその考え方を説明いたします。

最初の「事業者の自主的な取組の促進と都民からの信頼の確立」ですが、これは食品安全基本法でも記されておりますように、食品の安全確保というのは、一義的には食品を供給する事業者の責務であると言えます。このため、事業者が安全確保に向けて自主的に取り組むことは当然のことではありますが、こうした自主的管理をより一層促進するためには、やはり事業者の取組が客観的に評価され、社会的信頼が得られるような施策といったものが必要になってまいります。

また消費地東京においては、生産者、製造者の顔が見えない。あるいはその消費者が安全確保に参加できないということが、食に対する不安、不信の要因になっていると思います。こうしたことを踏まえて、条項の中で、食品の生産や製造方法に関する情報を積極的に提供しようとする事業者を都民が容易に知ることができる制度の普及というものも、重要な課題であると言えます。

続きまして20ページの中ほどにございます「未然防止・拡大防止に力点を置いた施策の充実」です。食品安全条例では、その目的に現在及び将来の都民の健康の保護を図る、これを掲げております。このため、食品による健康への悪影響を未然に防止することや、事件・事故が発生した際の確実な拡大防止を図ることは、まさに都の重点課題と言えます。

未然防止を図るためには、食品の安全に関するさまざまな情報を収集し、それを科学的に評価した上で、速やかに施策へ反映させるシステムが必要であります。また、拡大防止の観点から、食品による大規模な事件・事故が発生した場合、被害を最小限にとどめるための体制整備がぜひ必要であります。またいわゆる健康食品などの中で、健康被害との関係が報告されているようなものについては、その安全対策が急務と言えましょう。さらに輸入食品をはじめ広域に流通する食品に対する効果的な監視、検査の実施や、農産物の生産段階における安全確保などを重点的、効果的に進めていく必要があります。

3点目の重点課題、21ページの中ほどになりますが、「食品の安全に関する共通認識の醸成」という項目であります。食品の安全は事業者による取組や、行政による監視の徹底だけで確保されるものでは当然ありません。

行政機関であります都、消費者であります都民、それと事業者、この3者がお互いの役割を理解し、協力し合うことが最も重要なことであると考えます。都は都民にリスクコミュニケーションを積極的に推進し、関係者の理解と協力に向けた取組を進めていくことが重点課題であると位置づけております。こうした関係を築いていくために、まず都民一人一人が食の安全について正しく理解し、考えることができるよう、学習や普及啓発などの事業を充実させていく必要があります。

また関係者が相互理解を深めるために情報の共有化が不可欠であり、都民が食品に関する情報で最も身近な制度である食品表示制度を活用し、情報の共有化の観点から制度が機能する施策を進めていく必要があります。さらにリスクコミュニケーションが単に情報提供や意見を述べるだけでなく、そこに参加する関係者が共通認識を醸成できるような施策を展開していく必要があります。

以上、部会で整理しました重点課題について説明させていただきました。今回の中間のまとめでは、こうした重点課題を効果的に解決するための対策を戦略的プランと位置づけ、都は計画の期間内に取り組むべき具体的な計画を策定し、積極的な推進を図っていくべきであると提言いたします。重点課題を踏まえて整理した戦略的プランの内容につきましては、事務局のほうから説明していただきたいと思っております。

○中村食品安全担当係長 それでは、引き続きまして事務局から戦略的プランの中身につきましてご説明をさせていただければと思っております。

お手元の23ページをごらんください。ここでは今ご説明がありましたとおり、都の重点課題を効果的に解決するための戦略的プランとしての考え方をまとめてございます。その考え方に対しまして三つの考え方を示しております。

一つ目が、安全な食品と安心を供給するプラン、二つ目といたしまして、悪影響の芽をキャッチして安全を先取りするプラン、三つ目といたしまして、安全をみんなで考え創設するプランという三つの考え方でございます。

それでは、一つ目の安全な食品と安心を供給するプランについてご説明いたします。

重点課題でご説明がありましたとおり、事業者の自主的な取組を促進するとともに、その努力が評価されまして、社会的な信頼が得られるようにする。それが目的でございます。そのための二つの具体的なプランをそこに掲げてあります。

プランの1といたしまして、都の定める衛生基準を満たしております施設を認証いたしまして、広く都民に公表する制度でございます食品衛生自主管理認証制度の充実を図っていくということでございます。現在この制度につきましては、集団給食施設、豆腐製造施設、それから先ほどですけれども、弁当、そう菜製造施設におきまして制度が開始されております。今後こうした対象業種の拡大を図っていくべきとの考え方をいただいております。

プラン2でございますが、農薬の使用方法などに関しますいわゆる生産情報を、積極的に提供されている事業者の方を登録いたしまして、食品にそういった登録マークを表示することで、都民の購入の目安を提供するという制度でございます。生産情報提供食品事業

者登録制度という名称でございますけれども、その普及を図っていくとの考え方でございます。特にその制度の普及にあたりましては、現在、生産者団体のほうですとか、あるいは関東近県で登録事業が実施されております。そういった同じような事業との相互連携などを進めていくべきとの考え方が示されております。

続きまして24ページをごらんください。二つ目の考え方でございます悪影響の芽をキャッチして、安全を先取りするプランでございます。まずプラン3にありますとおり、食品の安全に関する情報の収集、情報の評価及び施策への反映を図っていくということを重点的に取り組むべきものとしてございます。具体的には、情報を収集するだけではなく、それらを整理いたしまして、食品安全情報レポートとしまして広く公表を行うこと、また、それらの情報を食品安全情報評価委員会によりまして科学的に評価を行っていく。さらには食品安全条例に基づきます安全性調査を必要に応じて実施していくという形で、評価を踏まえた的確な対応を図っていくべきであるという考え方でございます。

次にプラン4といたしまして、全庁的な危機管理体制の強化でございますけれども、都には既に食中毒調査マニュアルといったような、幾つかの危機管理のためのマニュアルというものが整理されております。こうした既存のものに加えまして、今後予測されます重大あるいは大規模な事件・事故に対応できるマニュアル等の整備を、重点的に図っていくべきだという考え方でございます。

次に25ページでございますが、プラン5といたしまして、輸入食品の安全確保対策の充実でございます。カロリーベースで6割を超えるという輸入食品でございますけれども、今後もその割合というのは増加されるのではないかと予想されております。このため、その安全確保につきましては、都としても重点的に実施すべきものであるという考え方でございます。

このため、これまでも実施をしてまいりましたけれども、輸入食品の専門監視班により監視指導を継続的に実施していくとともに、放射線照射食品の検査法といった新たな検査法の開発、それには海外での生産、製造情報に基づきます効果的な検査等の実施というものも図っていくべきであるという考え方でございます。

次のプラン6でございますが、食品の安全管理のスタート地点でございますいわゆる生産段階におきまして、例えばHACCPの考え方にに基づきます安全管理を積極的に進めていこうという考え方です。このための安全な生産方法に関します指針づくりでありますとか、その普及を図っていこうとするものでございます。

次にプラン7、効果的な検査、管理指導の実施でございますけれども、昨年度の食品衛生法の改正によりまして、平成18年度までには、食品への農薬、あるいは動物用医薬品のポジティブリスト制というものが施行される予定になってございます。このことによりまして、例えば残留農薬でまいりますと、現在229種類ほどの残留基準が定められておりますけれども、こういったものが一気に700種類ほどに増える可能性というものもございます。そうした場合に、私ども行政といたしましては、いかに検査をリスクの高いものを対象として効果的に行っていくかということが重要になってまいります。プラン7では、このための情報収集、あるいは重点的な検査対象の選定などを通じまして、効果的な違反食品の排除等を図っていくべきであるという考え方でございます。

プラン8でございますが、「いわゆる健康食品」と言われるものの中には、健康被害と

の因果関係が報告されているというものもございます。こういったものの対策の充実を図っていかうというものでございます。市販されております「いわゆる健康食品」を購入いたしましたして、それを検査しまして、違反食品等の摘発あるいは排除等を図り、さらにはそういった違反食品等の情報を都民に提供し、注意喚起を図っていく。さらには事業者の講習会等を通じて、法令等の周知徹底を図っていくべきである、そういった考え方が示されております。

最後の戦略的プランの考え方でございます安全をみんなで考え創設するプランでございますが、26ページから記載されてございます。食品の安全確保における関係者のあるべき姿でございますけれども、それはやはり関係者の間で食品の安全に関する共通認識というものが醸成されまして、安全確保に向けて相互に協力し合える関係が築かれていることだと考えております。

このために、プラン9になりますけれども、関係者の共通認識と、施策に対します合意形成といったものを積み重ねていくためのリスクコミュニケーションを進めていかうとするものでございます。まずは単なる意見や情報のやりとりではなくて、こうした合意形成を図るためのリスクコミュニケーションのあり方というものを、都として検討していかうというものでございます。そして、その検討結果に基づきまして、共通認識の醸成に向けた先進的な取組を重点的に進めていくべきであるという考え方が示されております。

またプラン10と11でございますが、こうしたリスクコミュニケーションを進めていく前段といたしまして、都民の方が一人一人食品の安全について考えられる環境づくりというものを重点的に進めていかうというものでございます。そのための職域の推進、さらには情報の共有化の観点から、適正な食品表示というものを進めていくべきだという考え方を示しているということでございます。

以上、重点課題に対応します戦略的プランの考え方につきまして、簡単ではございますが、説明をさせていただきました。

それでは、引き続きまして第4の部からのご説明を、丸山副会長にお願いしたいと思います。

○丸山副会長 それでは、29ページをごらんいただきたいと思っております。最後の第4「計画の実現に向けての考え方」でございます。ここでは都の施策を総合的、計画的に進めるために、必要な推進体制と計画の検証方法に関する考え方を取りまとめてございます。

まず推進体制ですが、都では、平成15年度に関係各局の連携組織であります食品安全対策推進調整会議というものを設置しているということでございます。計画の推進にあたっては、この組織を活用し、関係各局において、国やほかの自治体との連携を図りながら、生産から消費に至る各段階での施策を総合的に進めていくべきであると考えます。

また、知事の附属機関であります本審議会からの意見や提言を活用し、関係者の意見を反映した施策を進めていくとともに、食品安全情報評価委員会での評価を踏まえ、科学的知見に基づいた未然防止策を推進していくべきであると考えます。

最後に計画の推進と検証ですが、本計画を着実に推進していくため、戦略的プランを中心に、その進捗状況を把握し、適切な点検と進行管理を行っていく必要があると考えます。このため、施策の進捗状況は定期的に本審議会へ報告するとともに、計画の中間年度においては広く都民に公表し、関係者の意見反映を図るべきものと考えます。

また新たなリスクの顕在化など、社会情勢の変化によって、計画期間の途上において計画の改定が必要となった場合には、速やかに食品安全条例の規定に基づいて手続をとるべきものと考えます。

以上が部会としての中間のまとめの報告でございます。どうもありがとうございました。  
○黒川会長 丸山先生、それから事務局、膨大な中間まとめについてのご説明、どうもありがとうございました。

それでは、これから質疑に入りたいと思いますけれども、かなりな分量でございますので、効率的に審議を進めるためには、順次範囲を絞ってご質疑いただきたいと思います。最初の項、目次を見ますと「はじめに」がありまして、あとは四つに分かれているようでございますので、4分割いたしまして、一つずつということにいたしたいと思います。

それでは、まず最初に「はじめに」というところと第1の「計画の策定にあたっての考え方」ということについてのご意見、ご質問をいただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。どうぞ。

○齋藤委員 質問ですが、今までの食品衛生上の問題とか原子力発電事故等の原因を見ますと、せつかくマニュアルがあるにもかかわらず、そのとおりにやっていたということが多いんですね。要するにマニュアルの形骸化ということが起きています。今、丸山先生からご説明いただきました計画、施策を実行していく途上で、それが果たしてマニュアルどおりに、施策どおりに行われているかどうかというのを検証する必要がある。検証するんだというお話でした。具体的にどういうふうに行っていくのでしょうか。文書の形で提出させるということですか。ちょっと細かくて申しわけないのですが。

○中村食品安全担当係長 事務局のほうからご説明いたします。

今、ご報告がありましたとおり、まとめの一番最後の部分、計画の推進と検証の部分でございますけれども、戦略的プランを中心といたしまして、その進捗状況につきましては、毎年この審議会に報告をさせていただこうと考えております。

今回の計画につきましては5か年計画となっておりますので、1年目に何をやる、2年目に何をやる、3年目に何をやるという計画も最終的な計画の中には明らかにしてまいりますので、それぞれ1年目にどういう進捗状況だったのか、それを踏まえて2年目にはどうするのかといったことを、毎年審議会には報告させていただきたいと考えております。

それとあわせまして、中間年度、5か年ですので3年目ということになりますが、3年目にはその進捗状況を広く都民に公表いたしまして、都民、事業者の方からまたご意見をいただき、計画のさらなる効果的な推進の方法というものについても検討していく、そんなスケジュールを考えてございます。

○小川食品監視課長 補足させていただきますけれども、検討にあたっては、当然それぞれの目的について、到達点とか、数値目標とか、そういうものが明確化されなければ検証が明らかになりません。そういう点につきましても、皆さん方のご意見をいただきまして、明らかにして、検証がはっきりわかるような体制をとっていきたいと思っております。

○黒川会長 よろしいですか。

ほかにございますか。どうぞ、奥田委員。

○奥田委員 4ページの東京の地域特性に応じた施策の展開というところについての質問なんですけれども、東京の特性ということとは、要するに輸入食品にしても、ほかの地域か

らのものについても、東京都内で作られるものが少ないということだと思っんですね。東京都の特性という情報が集積されるということで、頭脳の開闢というか、そういったものがあるとなれば、もっと施策のほうに反映されてもいいんじゃないかと思っんですけれども。そういう特性がですね。地域の生産地に対して、あるいは輸入先に対しての東京都がどれくらい力が発揮できるかということを見ると、もう少し情報を活用して、そちらにカバーしたほうがいいんじゃないかと思っんですけれども、質問の意味はわかりますか。

○小川食品監視課長 もう一回整理させていただきたいと思いますが、都がいろいろな検査をしたり、違反食品などを発見したりと、いろいろな事例がたくさんあると思っんですが、そういうものを生産地であるとか、輸入品であれば輸出元の国へ、何らかの形でフィードバックできないかとか、そういうお話でしょうか。

○奥田委員 そういうところが発揮されないと、生産段階への力がなかなか持てないんじゃないかと思っます。

○小川食品監視課長 この中間のまとめは、考え方という形でまとめさせていただいておりますので、そういうお考えがあるということについては十分承りたいと思っます。最終的には答申を得まして計画を策定することになりますので、まだ今の段階では書きぶりが十分でなかったかもしれませんが、考え方としての今のお考えは承っていきたくと思っます。

○黒川会長 ほかにございませんでしょうか。どうぞ。

○齋藤委員 食品の製造者、消費者、それに指導的な役割を果たす都、この3者が協力して施策を実行していくというご説明だったと思っますが、メーカーからの情報は、ともすると消極的になるような気がします。その辺はどのように手当しているのでしょうか。

○中村食品安全担当係長 メーカーさんとの協力でございますが、具体的には先ほど戦略的プランのところでご説明しましたが、生産情報提供プロジェクトというものも進めてございます。生産情報といいますと、いわゆる生産地、農家の方ですとか、そういうイメージを持たれるかもしれませんが、登録事業につきましては、すべての事業体、ですから、生産者の方もいらっしゃいますし、メーカーさんもいらっしゃいますし、輸入者の方も登録できます。そういったところで積極的に情報を出していこうというメーカーさん、あるいは輸入者の方につきましても、都としての支援策というのをやっていこうと、そんなところを今考えております。

○黒川会長 ほかにございますか。

○奥田委員 先日お弁当の調査をやったんですけれども、そのときに生産者というのはほとんど都内じゃなくて、コンビニで売っている弁当を買って調査したんですが、生産者というのはほとんど都以外ですよ。その辺をどうするのかと思っます。

○中村食品安全担当係長 ちょっと説明が足りませんで申し訳ありませんでした。今申し上げた生産情報提供プロジェクトですが、都外の方も登録できるという事業になってございます。細かい数字はまた産業労働局のほうからご説明いたしますが、実際には都外の方もかなり積極的に登録をしていただいているという状況です。ですから、そういった事業を拡大して行って、産地の情報も都民の方が手に入れられる。そういう情報を公開している事業者がどこにいて、どんな情報を出しているかということにつきましても、都として

も積極的に公表していこうということを考えています。

○武田産業労働局副参事 現在までのこのプロジェクトの登録件数でございますけれども、280事業者になってございます。そのうち東京都が83ということでございますので、約200事業者が他の都道府県ということになってございます。

○黒川会長 ないようですので、それでは、先に進ませていただきます。

次には第2というセクション、食品安全確保施策の体系、その基本的プランというところで、これに関するご質疑をお願いいたします。

○林委員 私は部会のメンバーですから議論に参加していたわけですが、幾つかの論点がありまして、ある程度取り入れていただいて、ある程度満足という結果にはなっていますが、なお幾つか残された論点があるのかなという気がしております。どこに入るのかはちょっと今はよくわからないんですが、特に予防原則という考え方について、できるだけ明示的に入れたほうがいいのではないかという主張をしたわけですが、これは小川さんと大分議論になりました。予防原則という言葉を入れるかどうかは議論の余地があるだろうけれども、しかし、実際、東京都も例えばBSEの全頭検査を実施するということは、そのような予防原則的なリスク管理だろうと私は理解しております。そういうものを実際におやりになっているということを前提にするのであれば、そのような考え方を入れたほうがよいのではないかと今でも思っております。その辺はどういうふうに取り扱われるのかということをお伺いしたいと思っております。

○小川食品監視課長 予防原則につきましては随分議論させていただきました。基本的には私どものほうは「未然防止」という言葉でそのような考え方をあらわしているつもりです。これは考え方ということでいただいている意見でございますので、また具体的な計画の中では、そういう書きぶりというのは幾らでも工夫できると思います。

ただ、予防原則ということにつきまして、食品安全条例の中でも文言的にうたっていないのは、前にも説明いたしましたように、まだこの定義が不十分で、それぞれの人たちにそれぞれの勝手な解釈でこれを使われると、事業者や消費者が一体となって施策を進めていくためには、リスクコミュニケーションが必要だという状況の中で、型をはめるようなことになってしまっているといけないと思うからです。私どもは、未然防止という考え方をより普及していこうという施策も含めて検討しております。未然防止という考え方の中でより予防原則的な部分が、書きぶりの中で含まればいいかなと考えております。

以上です。

○丸山副会長 補足なんですけど、たしか部会でもこの予防原則というのは結構論議をしたところがございます。今、事務局の小川課長からお話がありましたように、その言葉をどうするかということは大変難しいことなんですけど、考え方としては、この11ページにございます生産から消費までの一貫した未然防止・拡大防止というところに明記したつもりなので、ここでそれを読んでいけばいいのではないかという、最大公約数的な結論だったと私は理解しております。林先生はそのあたりはもう少しさらに積極的な表現なり考え方を打ち出すべきだというお考えもあったでしょうけど、一応ここではそう整理したというつもりでございます。

○黒川会長 11ページですね。生産から消費までの一貫した未然防止・拡大防止。これに含めてあるということでいかがでしょうか。ほかにこれに関してご意見ございますでし

ようか。

○奥田委員 予防原則という言葉はわかったんですけども、そのところに書いてあります最新の科学的知見に基づき健康への影響を未然に防止するにも、その最新の科学的知見というところの考え方というのが、立場によっていろいろあると思うんですね。それらのどこを科学的知見ととるかということの<sup>しんしやく</sup>斟酌というか、取り上げる状況というのが、すごく関心があるというところなんです。

○小川食品監視課長 科学的知見ということにつきましては、確かにいろいろなご意見があるかと思いますが、少なくともこのような科学技術の進歩している現代におきましては、最新の科学的知見を持った人たちが評価するというシステムがあるところにおいて表明されたものが、現時点において到達している最新の科学的知見だと考えております。

例えば国であれば食品安全委員会、東京都であれば、現場レベルのいろいろな科学的な事情について評価していただく食品安全情報評価委員会、そういうのをシステムとしてつくってあります。ですので、行政が勝手にということではなくて、少なくとも第三者の立場にある科学者のご意見を聞いて、こういう取組を進めていくべきであると考えております。またそのように今も整備をしつつあります。

以上です。

○丸山副会長 ただいまの科学的知見というのは、これはいろいろな考え方があるのではなしに、科学的知見というのは一つしかない。それはどう考えても科学的なものというのは、いわゆる真理は一つなんだということで、それをどう取り上げていくかというのは行政の力なんだろうと思うんですね。ここでは、その考え方を示していくのが目的ですから、最新の科学的知見に基づいてということと言わなければいけないというか、そういうふうに表明してあるわけです。それをどういうふうに受け取って、それを施策に反映していくかというのは、行政の力だろうと私自身は思っております。

○西山委員 ちょっと教えていただきたいんですけども、国及び他の自治体との連携というのがございますけれども、これは現在、そういうのが具体的に何かあるのか、あるいはこれから構築されていくのか。今現在あるとすれば、どのような方法で、例えば都と国とか、あるいは他の自治体と定期的に何かやるとか、そういう会議があるとか、ちょっと教えていただきたいんですけども。

○中村食品安全担当係長 自治体及び国との連携でございますが、基本的には私どもはふだん食品衛生法に基づく業務を担当しているわけですが、日常的に違反であるとか、あるいは苦情であるとかを受けております。ただ、違反品あるいは苦情品というのが都内だけで流通しているということはまれでございますので、基本的にはまず日常の業務の中で、他の自治体や国との連携をさせていただいているというのが実情です。

二つ目としまして定期的なものでございますけれども、例えば全国食品衛生関係主管課長会議でありますとか、そういう組織がございまして、定期的に横のつながりを持ち、連絡や情報交換を行っております。

都独自としましても、関東近県との連携になりますが、食中毒対策として首都圏食品衛生担当課長食中毒防止連絡会というのを設けておりまして、食中毒などが発生した場合の横の連携なども行っております。ただ先ほど申し上げましたとおり、今後予測不能ないろいろな事態が起こることも想定されますので、そういった一連の事態中で、既存の組織で

は不十分だということがあれば、今後新たな連携ということも考えていかなければいけないのではないかなということは考えております。

○小川食品監視課長 補足させていただきますと、私どもは食品衛生法だけではなく、JAS法も所管しております。そういう関係から、農水省、農政事務所といった国の機関との連携も非常に重要になっております。したがって、情報交換、施策事業というものも、かなり密接にかかわりを持って進めているという状況でございます。

○黒川会長 よろしいですか。それじゃ、田近委員、どうぞ。

○田近委員 今、国との連携についてお話が出たのでちょっとお話ししたいと思いますが、どの場面でお話ししようか私も迷っていたんですが、13ページの緊急時の体制整備ということで、現在、私ども一都民としましては、BSEなどの問題とともに、最近の台風による被害、野菜等による被害、自然の災害による被害に大変注目して、また気にしているところであります。

こちらの緊急時の体制整備等は、食中毒ですとか、そういうことが中心になろうかと思いますが、自然災害によるいろいろな問題はどのようになっているのだろうかということと、今後は日本もヨーロッパのEUみたいにいろいろな壁がなくなりまして、農産物ですとか、それ以外の商品等もいろいろ入ってくると思われまます。現在もいろいろなところから入ってきていると思いますが、それをさらに、例えば東アジアの中国、韓国、日本と連携して、FTAの中で農水産物もより積極的に取り上げていってほしいというのが、私どもの市民の声だと思うんですね。

どうしてもこのような災害があると、すぐそういう野菜等に跳ね返ってしまいます。今、キャベツがとうとう400円近くになりまして、きのうはレタスが600円というのも見ました。やはり私ども都民としましては、安全で、しかも安い食品を期待しておりますので、例えば国との連携において、食品安全条例の20条で、都は食品の安全の確保のためには、国に対して意見を述べていろいろな措置を求められることができると書いてありますので、そのような自然災害の場合においていろいろな問題が出てきた場合に対する国への要求なんかは、どのようなお考えがあるのでしょうか。

○小川食品監視課長 確かに国への提案要求、要望は食品の安全の面から、具体的には厚労省でありますとか、農水省でありますとか、そういうところに毎年2回、きちっと申し入れる、要望している、これは間違いございません。

ただ、自然災害による値段の暴落とか暴騰とか、そういう経済面につきましての対応策というのが私どもの所管となっておりません。これはあくまで推測で申しわけないんですけども、都にはいろいろな部署がございますから、そういうところで対応について話しているのではないかと思います。一応私どもの国への提案要求は、食品の安全という切り口で実施しているというのが現状でございます。

○田近委員 すみません。私もうまく説明できないんですが、申し上げたいのは、自然災害による問題だけではなくて、カロリーベースで今、輸入食品が6割ということもありますし、今のような自然災害になりますと、どうしても海外のものに依存していくということが、今後さらに多くなってくると思うんですね。そういう場合になったときに、例えばFTAなんかでも農産物に対するいろいろな取組がもっと進んでいくと思うんですが、いろいろな食品とか加工品が東京に流れてくるときに、どんなものが入ってくるかわかりま

せんので、そういう場合に食品の安全性ですとか、そういうのをきっちり検査するような体制づくりを、国に提言していただけたらと思うんですが。

○小川食品監視課長 理解が不十分で申しわけございませんでした。確かにそのような緊急事態のときには、ほかの国からの輸入が進むということは十分考えられます。そういう場合だけでなく、少なくともカロリーベースで6割のものを輸入しているという現状を踏まえまして、都におきましては、もう十何年も前から輸入食品の監視体制の強化を国に要望しております。その中で水際できちっと検査をしてほしい、チェックをしてほしいということは再三申しているんですけども、非常に膨大な輸入品がありますので、国ではそういうものを全部チェックし切れない場合がございます。そういうことから、国内に流通してしまった輸入食品に対しても、それぞれの自治体がそれぞれの取組を強化して補完しながら、海外から入ってくる食品とか農産物の安全を確保していこうと、そういう体制になっております。国へ対する要望につきましては、これからも行っていく考えでございます。

○黒川会長 よろしいでしょうか。和田委員、どうぞ。

○和田委員 13ページにあります食品表示の適正化というのは、私どもの食品の安全というところに非常に密接な関係があると思います。ここで現状の課題のところでは、食品表示の正しい知識の普及ということが大きく出されておりますが、その対応、あるいは具体的な施策を見ますと、適正表示に向けた指導、法令、条例に基づく適正表示の指導の徹底と書かれてはおりますが、食品表示の正しい知識の普及と並行して、ここにありますような不正表示というものについてのチェックということを相当強くぜひ出していただきたい。文章のどこをどうということまではちょっと今は申し上げられませんが、その両方の視点をぜひ出していただきたいということをお願いいたします。

○小川食品監視課長 今、和田委員からいただきました表示の問題につきましては、そこに書いてあるような非常に大きな課題がございます。特に法令の改正が非常に目まぐるしくて、消費者のみならず生産者、製造者の人たちも追いつかないという状況が想定されると考えております。そういうことから、表示につきましては、部会のほうで戦略的プランとして少しじっくり取り組む必要があるということで、27ページに書いてあるように、表示の取組について、こういうふうに進めたらどうかというご提言をいただいております。今、和田委員がおっしゃった表示違反というのは、故意ではなくて間違ってしまったようなものと、それから故意に、いわゆる偽りですね、そういうようなものと2通りあると思います。今、一番一般の信頼を失っているのは、虚偽によるものであるかと思っております。

これにつきましては、先ほどちょっと触れましたように、私どもJAS法も所管しておりますので、JAS法の取り締まりについても、私どものほうで具体的に事業を立てることができる状況になっております。皆さん方のご意見の中でそういう意見が強いということであれば、計画の中でそういう監視、チェックなどを充実していくことを盛り込むことは必要だと考えております。

○黒川会長 それでは、時間の都合もございまして、続きまして第3のセクション、重点的・優先的に取り組むべき事項（戦略的プラン）に関しましてのご質疑をお願いいたします。どうぞ。

○市川委員 先ほど齋藤委員さんからも出たんですけども、戦略的プランにおける具体

的な成果を出していこうということを書いていらっしゃるんですけども、具体的な数値であり、データでありというのは、どの時点でどこで示されていくのかということを知りたいんですけども。

○小川食品監視課長 これにつきましては、部会の中でも随分議論になりました。到達点についてはできるだけ数値目標化するべきというご意見を、部会の中でも頻繁にいただきました。最終的な答申の中でも、そういう意見が明確に記載されてくると思います。その答申を踏まえまして、私ども行政が計画を策定し、到達点について記載していくわけですが、ただ、食品の安全というものの最終到達点というのはなかなか難しいと思います。

例えば食中毒をゼロにするというような到達点は現実的ではないわけです。それから、到達点というの、数値であらわせないような内容もあると思うんです。そういうところも十分踏まえまして、到達点をできるだけ数値で示すことについては努力していきたいと思っております。

○黒川会長 ほかに。どうぞ。

○谷茂岡委員 同じようなことなんですけれども、全体的に考えましたときに、考え方はいいんじゃないかと思えます。ただ実現がどこまでできるのか、推進したり、監視をしたり、実施がされるかということとはちょっと心配なんですけれども。その中で特に21ページにございますように、都民の食の安全、これは正しい理解をしていくために、学習とか普及啓発をやるとおっしゃっていますけれども、それと同時に、わかりやすいパンフレットの作成もしてほしいなという希望なんですけれども、思っております。そしてまた、リスク情報が出た場合は、正しい情報を早く都民に知らせてほしいと思っておりますので、これは質問というよりはお願いでございますので、よろしく願いいたします。

○黒川会長 非常に具体的なご意見、パンフレット作成ですね。これは前も出ていましたけど。どうぞ。

○小川食品監視課長 今、リスクコミュニケーションの時代に入っているわけなんですけれども、まずその前段で情報が皆さんに周知されなければ、次のステップに進むことはできません。今はインターネットが普及しておりますが、以前、ホームページに掲載しているから見てくださいと対応したところ、インターネットを見られない人はどうすればいいのかと、おしかりをいただいたことがありました。紙ベースでも、ビジュアルな写真や絵柄を用いて、都民の皆様方に情報をわかりやすく、しかも早く提供していく考えでおります。

○黒川会長 どうぞ、市川委員。

○市川委員 26ページにありますプラン9のリスクコミュニケーションのところなんですけれども。具体的な施策のところ、都民、事業者などの関係者によるリスクコミュニケーションのあり方を検討していくというところで、具体的にはいわゆる食品分野のリスクコミュニケーションというところに限定した、都民にわかりやすくリスクを伝えていくための方法とか、そういうものをしっかりみんなで議論してつくっていこうみたいな、そういう何か仕組みができ上がるというふうに解釈してよろしいんでしょうか。

それともう1点。その下のパイロット事業のところなんですけれども、具体的にどのあたりの業種とかものをお考えになっているのか、もしあれば聞きたいんですけども。

○小川食品監視課長 リスクコミュニケーションのあり方の検討ということでございますけれども、今、リスクコミュニケーションという言葉がかなり先行して、いろいろなとこ

ろで聞かれると思います。しかし、国のレベルであっても、リスクミのほんとうのあり方というのが、まだ十分示されておられません。安全だということを押しつけるのかとか、意見を聞いてもその意見は聞きっぱなしなのかとか、そういうご意見もございます。

私どもは、食品安全情報評価委員会からリスクミのやり方について、よく助言をいただきます。リスク情報というものを早めに出して、それを全体で共有することにより、それぞれの立場の人たちがそれぞれの取組をして、その結果、全体的にリスクが下がるのではないかと考えております。それでは一体どういう形でリスク情報を流し、都民の方たちとコミュニケーションするのかということについては、今現在、都民フォーラムやネットフォーラムを行ってはおりますけれども、私どもも十分とは考えておりません。

リスクコミュニケーションというものは、その方法だけではなくて考え方も重要ですが、そういう考え方が皆さんの中に浸透するには時間がかかると思います。どうすれば、リスクコミュニケーションのほんとうの意味の理解が深まるかということは、このような審議会の場で、皆さん方のご意見を聞きながら、考えていきたいと思っております。それが1点です。

それから、ここにはパイロット事業の成果を踏まえたという1行しかなくて、これも部会では具体策が見えないというご意見をいただきました。この中間のまとめは、皆さん方の考え方をいただくものでございまして、この中に具体的な計画を羅列すると、考え方はなくなってしまう。皆さん方の考え方を踏まえて、具体的な計画を作成するという段取りでやっていくべきものだと考えております。そのため、今の段階ではまだこのパイロット事業が何であるかということはお示しはしておりませんが、最終的な段階では、具体的なものをきちっと示していきたいと思っております。

○黒川会長 そうしますと、「あり方について検討するのは都民、事業者等の関係者により」と書いてありますけれども、もっと具体的には、ほかに委員会を作るとかじゃなくて、この審議会のほうでという意味ですね。

○小川食品監視課長 はい、そうでございます。

○黒川会長 まだ前段階にあるということでご理解願いたいと思います。

ほかに、この第3のところについてお願いいたします。どうぞ、お願いします。

○田近委員 今のリスクコミュニケーションに関してなんですが、これはできればそのときそのときに起きたものは、具体的にこまめに検討していく必要があるかと思えます。食品ではないんですが、ちょっとずれて申しわけないんですが、今、社会問題となっております薬物防止なんかに関しましては、リスクコミュニケーションは、すぐ地域で警察とか学校関係者と連携して、薬物の現物の見本を持ってきて、じかに保護者とか地域の住民に見せて、危機をアピールするということを頻繁にこまめにやっております。健康に関しましても、例えばBSEが出ましたら、それに関する正確な知識、情報を持っている人が各地域に行きまして説明してくださるとか、ダイオキシンでいろいろ問題がありますが、それをこまめに具体的に広めていただくのが、一番私どもにとってはありがたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○小川食品監視課長 実際の施策に対する要望だと思いますけれども、例えば健康食品などの場合には、因果関係がはっきりしないけれども、被害が起こっているという状況もござります。そういう場合には、注意喚起をしなくてはなりませんので、私どもインターネ

ットで健康情報のナビという形で、早急に情報を出しております。まだ周知が不十分ということであれば、別の媒体や方法も考えなくてはいけないと思っておりますが、今の段階では、そういうものを早急に出しております。

○高濱委員 検討部会の委員として参加させていただき、その際も食品製造事業者の立場からいろいろと発言させていただきましてありがとうございます。全体として、体系的によくまとめられているんじゃないかと思えます。この計画は、東京都食品安全推進計画という名称ですが、食品の安全にかかわる問題だけではなくて、食品の安心に関する問題もかなり取り上げられています。

皆さんご存じのとおり、食品の安全という問題は、最新の科学的知見に基づいて、ある程度客観的に判断できる問題ですけれども、一方、食品の安心の問題というのは、基本的には食品事業者に対する信頼感、信頼性の問題というのが一番大事じゃないかと思っております。そういう意味で、食品製造事業者としても、消費者の皆さんに信頼感を持ってもらえるよう、コンプライアンス経営といいますか、法令を遵守した経営を推進するため、事業態勢を再構築するとか、見直すとか、そういうことをこれからもきちんとやっていきたいと考えているわけですが、ただ食品の安心の問題というのは、かなり主観的な要素も強いわけでありまして、どこまで安心を求めるかというのは、個人によって相当違ってくるんじゃないかと思えます。

したがって、どこで線を引くかということが、安全の問題と違ってなかなか難しいということもありまして、過度に安心の問題を追求していくということになりますと、例えば行政コストが大変高くなっていくという面もあろうかと思えますし、製造事業者や農家等のコスト負担といいますか、そういうものも過大なものになると懸念するわけです。安心の問題というのは、行政として対応すべき部分がどこまでなのか、適度なところがあるのではないかなと思えます。そういう意味で、あまり安心の問題について細かいところまで追求すると、ほかの面でいろいろなリスクや副作用というものもあるんじゃないかなと考えております。

特に昨今の消費動向を見ておきますと、大手の量販店等の力が大変強いわけでありまして、バイイングパワーという問題もありまして、製造事業者や農家が品質証明を求められるとか、そういう厳しい状況もございます。そうなりますと、そこで働いている従業員の労働条件にも影響してくる面もありますので、安心の問題について、どこまで取り組むかというのは、いろいろな角度からの慎重な検討が必要じゃないかなと感じております。

第2番目でございますが、先ほど製造事業者からの情報提供が少ないというお話がありましたが、製造業者からの情報提供の一番のポイントというのは、食品の表示だと思うんですね。特に食品や農産物が海外とか、国内でも遠隔地から入ってきて、食と農の距離が離れている場合は、食品の表示というのが重要でして、明確な表示をするということについて、私どもも心がけていかなければと思っております。

それと同時に、より積極的にいろいろな情報を提供していくという意味で、今、国のほうでトレーサビリティ JAS といいますか、牛肉とか豚肉について、どういう動物用薬品を使っているとか、どういうえさを与えているとか、そういうものを開示する制度もできております。それから、加工食品の場合、いろいろな原材料を使っておりますので難しい面もあるんですけれども、トレーサビリティを構築するために、中小企業でも対応し

やすいシステムの開発に努めているところです。さらに東京都でやっておられます生産情報を提供する事業者を登録する事業ですね。こういうものについても積極的に参加をしていきたいと思っております。

ところで、フードマイレージという言葉がありますが、食品や農産物を海外や国内のほかのところから運んでくる距離がどのくらいあるかということで、日本は遠隔地からいろいろなものを運んできておりますので、おそらく世界で一番フードマイレージの数値が高いわけであります。航空会社のマイレージという言葉にならってこういう言葉ができたんじゃないかと思えますけれども、東京都は日本の中でもとりわけフードマイレージが高いんじゃないかと思えます。

そこが東京都の独自性というか、特色じゃないかなと思っておりますけれども、そういう中で、消費者の皆さんに情報提供するには、さっきも言いましたように、食品表示が大事だと思います。それから、これは検討部会の中でも申し上げたんですけれども、工場見学等の機会を通じて、フェース・ツー・フェースで消費者の皆さんに、食品工場等では食品の安全を確保するためにどのようなシステムをつくって、そこで働いている人がどんな苦勞をしているかということを経営者が情報提供する、そういう仕組みを検討しているところであります。大企業と中小企業によってやり方が違うと思えますし、製粉や製油のような装置型産業と、パンとか弁当のような労働集約型の産業ではやり方が違うと思えますけれども、そういうことを通して、できる限り皆さん方に情報を提供できるよう努力したいと思っております。

最後ですが、食育ということが大事だということですが、食育や食に関するリスクコミュニケーションを進めていく場合、大切なことは科学的に判断する能力を身につけるということじゃないかと思うんです。科学的に判断する能力を身につける上で重要なのは、化学とか生物学とか、そういう自然科学的な物の考え方や知識を身につけるということじゃないかと思うんですね。

したがって、学校教育でそういうことがきちんと教えられることが大事じゃないかと思えますが、最近、私も文科系の出身なのであまり偉そうなことは言えませんが、高等学校ぐらいになりますと、文科系に行く方は、理科や数学をあまり勉強しなくなるという感じがいたします。食品の安全の問題を勉強しようと思えば、小・中・高等学校更には大学等での理科や自然科学の知識というのがどうしても必要じゃないかと思えますので、そういう面で、学校教育の充実にも努めていただきたいと思います。

以上です。

○小川食品監視課長 貴重なご意見いただきまして、大変ありがとうございました。全くそのとおりだと思います。1点だけ補足させていただきますと、これは食品安全推進計画でありまして、安心ではございません。私どもが科学的知見に基づいた安全行政を行うことで安全が確保されて、皆さんがそれを受けとめてくれれば、おのずと安心というものも生まれてくるのだという考え方でございます。多分高濱委員と同じ考え方と思えますけれども、ちょっと補足させていただきます。あとのことにつきましては全くそのとおりだと思いますので、十分ご意見を承りたいと思えます。

○黒川会長 ありがとうございました。

それでは、時間もありませんので、最後の第4のセクションの計画の実現に向けての考

え方というのがございます。そこの質疑をお願いいたします。いかがでございませうか。

○林委員 部会でもご指摘したんですけれども、食品安全対策推進調整会議の中に教育庁が入っていないのですね。先ほどから出ておりますように、食育が非常に重要な位置を占めているということになると、東京都で学校教育等を担当している教育庁が入っていないのは、ちょっといかがなものかという感じがしますので、ぜひその辺をこれからも努力をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○小川食品監視課長 ちょっと資料が小さくて見えにくいんですけれども、一番最後の部会のところに食育推進部会というのがあると思いますが、その中では学校教育がとても重要な役割を担っておりますので、教育庁に入っております。

○黒川会長 今の話は、都だけじゃなくて、国としての問題だと思うんですけれども、どうなんですか。国のほうのそういう食育は。

○小川食品監視課長 これはまだはっきりした情報ではないんですけれども、食育基本法が間もなく制定されるのではないかと聞いておりますが、どこが所管するのかということがまだよくわかりません。初めは農水省がメインでつくられていたんですけれども、学校教育とか、食生活の改善に伴う健康増進とか、そういう面も食育の中には含まれておりますし、そのほか地産地消とか、場合によってはお作法とかお行儀とか、そういうところまで含まれてくるという話になりますと、非常に多岐にわたる問題だと思います。いずれにしても食育というのはこれから重要な位置を占めてくるのではないかと考えております。

○黒川会長 ありがとうございます。どうぞ。

○交告委員 交告でございませう。もっと先に言うべきであったのかもしれませんが、29ページの下のほうに、「食品安全情報評価委員会における科学的評価を踏まえ」という表現がございまして、先ほどから科学的知見ということについてご疑問が提起されていることとも絡みますけれども、科学的ということの意味はよく考えてみる必要があると思うんですよね。先ほど丸山副会長が科学的知見は一つだとおっしゃったんですけれども、確かにそうだと思う面もありますが、時間の流れの中でまだ不確実だとしか言えない段階もあるわけですから、そして行政は不確実な段階で判断を下さないといけない面もあるわけですから、そのところの行政の基本方針というのは、やっぱりしっかりしていないと不安な面があると思うんですよね。

それで林委員は最初のほうで予防原則の言葉を入れたほうがいいんじゃないかとおっしゃったと思うんですが、それは入れなかったわけですね。私も予防原則という言葉のいいイメージにつられてこの言葉を文書で使うのはよくないと述べていたと思います。それというのも、たくさんの物質を限られた時間、限られた体制の中でチェックしていかなきゃいけないときに、すべて危ないと見て同じような労力を投下するわけにはいかないという前提があったので、予防原則という言葉でそこまで含めて理解されてしまうと行政は活動ができなくなり、それは実践的に見て無理だから、予防原則というまだあいまいな言葉はやめようということになったと思うんです。

そう考えても、ある物質の安全度が確実とはまだ言い切れない、将来時間がたつと安全だということがはっきりするかもしれないが、今の段階で安全でないかもしれないという局面でどうするかということを経験した場合、科学的知見ということには、まだはっきりとはわからない場合も含まれるというニュアンスがあると理解して、リスクコミュニケーション

ンはそれをみんなの力で明らかにする努力の一つであるということは、どこかに書いておいたほうがいいんじゃないかという気がいたしております。

以上です。

○小川食品監視課長 私の思いを全部おっしゃっていただいたような感じなんですけれども、そこのところにつきましては、私どもも皆さん方のご意見を非常に聞きたいところでございます。私どもは、リスクの程度のわからない不十分なものについては、食品安全情報評価委員会にお諮りをして、第三者の意見を聞いて行政に反映させていこうと、そういう確認というか、仕組みをとっているわけでございます。科学的知見というのは時間を追えば確かに変わってくるものですので、行政としてはそこでとり得る最大限の対応をとっていかざるを得ないということになります。後追いではなくて、未然防止という一歩進んだ施策をとっていくべきと考えて、私どもは条例をつくり、このような計画も考えているわけです。ここの書きぶりについては、もうちょっと検討する必要があるというお話だったかもしれませんが、それはまたこれからご議論いただきまして、検討させていただきたいと思っております。

○黒川会長 これに関してはよろしいですか。今のことに関して、よろしいですか。それじゃ、どうぞ。

○小澤委員 全体的に大変すばらしくまとまったなという形で、話を聞きながら読んでおりました。大変感動しています。ただ、こういうまとめには大変なコストがかかっているだろうと思うんですね。一方で裏側を見ると、大変なリスクマネジメントをされているんだけど、リスクヘッジのためのリスクマネジメント、これは我々がよく犯す過ちなんですけれども、この辺はもう少し見てよろしいんじゃないかなと。こういう点は私の仕事を含めてそのような感じがいたしますので、省くところは省くということも必要じゃないかなと。

今、いろいろな世の中の流れとして、きのうも現場の売場にいまして、お客様に聞きますと、やはり社会全体が無菌の中で生活しているわけじゃないんです。いろいろなものがある。その中で我々は生活していくわけですから、その中で何かあったら、これは会社よ、これは企業よ、これは官庁よというんじゃないで、どうしても社会というのが他人依存になっているかなということをつくづく感じていまして、したがって、このまとめの中に、生活者である我々も自主、自立、自己責任というものもしっかり入れておく必要があると。

というのは、確かに安全である権利というのは我々にあるけれども、それこそ選択する権利もあるんだと。じゃ、その責任はどうするのよというのも、やはりしっかりと入れておく必要があるんじゃないかなという感じがします。最後のくくりの中で、実現に向けてのアセスメントというよりも、その辺をしっかりと、その中でアセスメントしていくということをしなければ、何でも行政がやってくれる、何がチェックだと、そんなものじゃない。やはり我々一人一人の責任だろうということをしかりと置いておかないといかんと思います。そんなことでございます。

先般もいろいろな食品の生産情報会議をやりましたけれども、すべての項目にチェックリスクがあるんです。こんなものだれが見るのと。お客様はわかるのと。お客様はこれで安心ですか、安全ですか、おいしいですか、いつまで食べれるのと、こういうことなんです。それを我々ヘッジのために全部チェックしていこうと。これをやりますと多大なる

コストになります。その辺をしっかりと見つめる必要があるだろうと思います。

以上です。

○小川食品監視課長 今のお話はよくわかりました。事業者の立場のお話だったと思います。私どもの基本的な考え方は、都民、事業者、消費者がみんな一体になって進めていこう、行動していこうというものですので、その辺の考え方につきましては、受けとめさせていただきますと思います。

○黒川会長 和田委員、どうぞ。

○和田委員 今のお話とも関連いたしますけれども、消費者のほうですべてのチェックなり検査、監視というものを政府あるいは地方自治体に求めていったら、これは限りなくということになっていくと思いますので、一番効果的な方法でそれを実施していくということが必要ですし、それから、その結果を公表していくということも、今の時代には特に求められていくのではないかなということを感じております。

それから一番最後の4でなくて3のところ、27ページのプラン11のところにもまた食品表示のことがあります。先ほども表示についてちょっと申し上げましたけれども、食品の安全に関する情報を共有するため、「共有」という言葉がわりと最近よく使われるんですけれども、うっかりすると事業者と消費者とが同じ情報を得ているという感じを受け取りがちなんですけれども、事業者と消費者の情報格差ということは歴然としております。

具体的な表示でいろいろ求めますと、いやそれは表示できないというような答えが返ってくるのがほとんどといってもいいわけなものですから、共有というのが、反対はしませんけれども、同じような情報を事業者と消費者とが持つことができるなんていうことはとても考えられないことだということ、そして、表示が大変複雑にもなってきますので、表示についていろいろ学習をしましょうという動きもあるんですけれども、それもある意味で必要かもしれませんが、本来は表示というのは、それほど予備知識がなくてもきちんと、これとこれとはこう違うんだということが選択できるような表示を提供するのが本来の役目であって、食品でこれだけあり、それから繊維製品、電化製品、すべてについての表示の基準なり規格を覚えなければ、スーパーなり何なりで選択ができないような表示というのは、本来は消費者の主張する表示ではないということで私どもは運動しております。

ですから、表示の学習会というものもこれから考えられると思いますけれども、あくまでも、例えば表示についてのどういうところが足りないんだとか、表示にどんな問題があるのかという学習会は私も必要だと思いますけれども、むやみに、例えばこういうマークを覚えましょうとか、基準、規格を覚えましょうという学習会をしなければならぬような表示制度というのは、問題があるんじゃないかなと考えております。別にここに学習会ということが入っているわけじゃありませんけれども、ともするとそういう方向にいつてしまうものですから、ちょっと発言させていただきました。

以上です。

○小川食品監視課長 皆さん方が求めている表示の意義というものにつきましては、形式的なものではないということはおわかりましたので、実際計画の中で事業を推進する上では、貴重なご意見だと思って受けとめさせていただきます。

○黒川会長 それでは時間もまいりましたので。皆様には中間のまとめ方について活発な

ご質疑をいただきまして、まことにありがとうございます。

事務局のほうから、報告の取り扱い方及び今後のスケジュールについてご説明願います。  
○小川食品監視課長 それでは、恐縮ですけれども、資料3をおあけいただきたいと思っております。資料3は推進計画についての、審議会の検討スケジュールの案ということで示させていただいております。10月下旬の第2回審議会「中間のまとめ」の公表というところですが、今、皆さん方にご議論いただいているこの「中間のまとめ」につきまして、皆さんのご承認がいただければ、これを公表していきたいと思っております。

この公表にあたりましては、これは私ども事務局の皆さん方に対するご提案なんですけれども、「意見を聴く会」を開催したいと考えております。これは行政のみで行うということではなくて、審議会の中の検討部会による開催を考えております。それから、公表にあたっては、都民の方々のパブリックコメントを募集したいと考えております。

そういう段階を経まして、11月から12月の間に、これは別に1回ということではないんですが、再度検討部会を開催しまして、1月前半に検討部会から最終報告の取りまとめを、1月下旬に最終的に審議会から答申をいただきたい、そのようなスケジュールでお願いしたいと考えております。

審議会の答申を経まして、最終的には行政が計画を策定するという運びでございますが、この中間のまとめに対して意見を聴く会とパブコメをとって、その後に再度検討部会で検討していきたいということの提案でございますので、よろしくご審議のほどをお願いします。

○黒川会長 1点は、ここにありますが、まず意見を聴く会を、11月16日を予定して開催したい。これは前に食品安全条例をつくる時にも、意見を聴く会というのを催しまして、随分盛況であったという記憶もありますので、これは特に問題ないかと思いますが、よろしゅうございますか。11月16日ですか。これには検討部会の委員の方々に出ていただきたいということですね。

それからもう1点は、今日いろいろ貴重なコメントをたくさんいただきましたが、それらをパブリックコメントの募集も今後ありますので、そこに入れて最終的に検討する。別の言い方をすれば、審議会としての中間まとめというのはとりあえずこの形で公表しておくというご提案だと思いますが、そういうことはいかがでしょうか。ほんとうに貴重なご意見を賜ったので、それもまとめて最終案に盛り込んだ後に論議するということだと思いますが。

どうぞ、池山委員。

○池山委員 スケジュール的にはもうタイトだということは重々理解しておりますが、パブリックコメントにつきまして、国などでパブコメを募集した結果、パブコメの募集期間が短いという、1か月でも短いという意見が多数出ておりますけれども、この辺は何か工夫はできないでしょうか。例えば12日までですけれども、例えば16日に意見を聴く会がございますよね。そのくらいまで待つとかですね。

というのは、事業者、事業者団体の方は意外とこういうところで意見を出すということにはなれておりますが、消費者はこれを読み込んで自分の意見をパブコメとして出すというのは、まだまだ十分なれておりませんので、せつかくこれだけの中間報告ですから、多くの都民の方から意見をいただいたほうが良いと思っておりますので、その辺を少し工夫していた

だけないでしょうか。

○黒川会長 いかがでしょうか。

○中村食品安全担当係長 今回、一応3週間というパブリックコメントの募集期間とさせていただいているのですが、昨年の食品安全条例のときもそうだったのですが、意見を聴く会を16日に予定をさせていただいております。会場におきましてアンケート用紙などを配布させていただきまして、それに記入していただいた意見もパブリックコメントの一つという形で反映をさせていただきたい。昨年の食品安全条例のときと同じような形にさせていただこうと思っております。

○黒川会長 というと、パブリックコメントの募集というのは12日でこれは締め切りということなんですか。

○中村食品安全担当係長 一応そういう形になっております。

○黒川会長 までを予定というのはそういうことなんですか。

○小川食品監視課長 具体的にその後、駆け込みとかそういうのがあるものですので、それはお断りするとか、そういうことはしません。それと16日のいらっしゃった方に対するアンケートも当然全く同じ扱いでございます。

○黒川会長 実質的には16日まで3週間はありますよということですね。

○小川食品監視課長 はい。

○黒川会長 いかがでしょう、その辺で。ありがとうございます。

それでは、報告書は中間のまとめということで、今日公表して、パブリックコメントは16日ということでございます。特にご意見なければ、この審議会としてはとりあえずこの中間のまとめ、今日配布させていただいたものを審議会として承認いたしたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。ありがとうございます。

それから検討部会の委員の皆様、これを作成するのに非常にご苦労願ったわけですが、さらに16日に予定されている意見を聴く会を開催していただきまして、そこでパブリックコメント、それから今日のご意見などもまとめて、引き続きご検討のほどをお願いしたいと思いますので、丸山先生、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、事務局、最後に。

○小川食品監視課長 非常に長時間にわたり、貴重なご意見をいただきまして、ほんとうにありがとうございました。今後、先ほどご確認いただきましたスケジュールに従いまして、次回の審議会はまた来年になるかと思っておりますけれども、その間に部会等を開催させていただきまして、今日のご意見も含めまして、鋭意検討させていただきます。

これで本日の審議会を終了させていただきます。ほんとうにどうもありがとうございました。

— 了 —